

第3節 やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり

1 高齢者が元気で活躍できる環境整備

現状と課題

わが国は、これまで世界に類を見ないスピードで高齢社会を迎えつつあり、2010年代には国民の4人に1人が、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上という超高齢社会の到来が予想されています。

本市の65歳以上の老年人口は、平成17年国勢調査によれば17,985人で、高齢化率は24.1%に達しており、国20.1%、県19.8%に比べて高齢化が進んでいます。

また、本市での65歳以上の高齢単身者数をみると、昭和55年の413人に対して、平成17年では1,649人と増加の一途をたどっています。

本市には、高齢者福祉施設として、老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスがあります。

施策としては、配食サービスや日常生活用具給付事業、緊急通報システム設置などを行っています。また、高齢者が要支援や要介護の状態になることを予防するため、介護予防事業を地域関係者やボランティア団体の支援により運営しています。

なお、老人保健制度は、市民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を目的としています。本市の老人医療対象者1人当たりの診療費は、県内でも高い水準にあるため、医療費の適正化を図る必要があります。また、平成18年10月からの医療制度改革に伴う高齢者の自己負担の見直しや新たな高齢者医療制度の創設に伴う組織体制づくりが必要です。

本市では平成12年4月からスタートした介護保険制度の適正な運営に関係機関と連携して努めていますが、今後さらに高齢化が進むことによって介護保険財政を圧迫するなどの可能性を含んでいます。国における介護保険の新たな動向として、平成18年4月からの大幅な制度改正により予防重視型への転換が図られ、本市においても新予防給付、地域支援事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターの設置など、介護予防施策の推進がますます重要となっています。

また、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、健やかに安心して生活が続けられるよう、地域で共に支え合う仕組みづくりを推進するとともに、保健・医療・福祉が連携を図り、高齢者を包括的に支援する地域ケア体制の確立が求められています。

さらには、各種関係機関と連携し、豊かな知識や経験を生かせる場の提供やシルバー人材センターを活用した就業の促進、自主的な生涯学習活動、交流活動など生きがいづくりに努めていくことも重要な課題となっています。



基礎データ

65歳以上の高齢単身者数の推移

単位：人

昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
413	565	772	1,052	1,340	1,649

各年10月1日現在

資料：国勢調査

高齢者保健・福祉施設

単位：人

施設種類	施設名称	所在地	定員	入所者数	申込者数
老人保健施設	水郷苑	柳川地区	100	94	26
	柳川やすらぎの里	柳川地区	100	95	11
	シャンティ	大和地区	60	52	35
特別養護老人ホーム	エルンテハイム	三橋地区	50	50	90
	ふるさとホーム	柳川地区	100	100	72
	第2おやさと	柳川地区	50	50	67
	敬和苑	大和地区	50	50	165
	ありあけ園	三橋地区	50	50	122
養護老人ホーム	柳光園	柳川地区	50	44	0
	楠寿園（一部事務組合）	みやま市	85	83	0
ケアハウス	おやさと	柳川地区	50	46	3
	ケアハウス敬和苑	大和地区	15	14	4
合計			760	728	595

平成17年4月1日現在

資料：福祉事務所

施策の体系

(1) 高齢者が元気に暮らせる環境づくり

① 高齢者が生きがいを持って社会参加できる仕組みづくりと場の創出

老人クラブの自主的な活動を一層促進するため、その活動支援に努めます。また、高齢者の学習意欲に応じていくための情報提供を充実するとともに、多種多様な自主サークル活動を推進します。さらに、高齢者の豊かな知識や経験などを地域社会で生かせるような場や機会の提供に努めます。

② 不自由を感じず行動できるまちづくりの推進

高齢者などに配慮した市営住宅の整備を推進するとともに、安心した生活が送れるよう、住宅改造に関する相談・支援などの充実を図ります。

③ 雇用・就業の促進

豊かな知識や経験を生かした生きがいづくりのため、関係機関と連携し、就業機会の拡大に努めます。

④ シルバー人材センターの活動支援

高齢者の生きがいと就業の機会を確保・拡充するため、シルバー人材センター

の活動をより一層支援します。

⑤施設の充実

高齢者同士の交流、健康の保持増進、生きがいづくりの場、ボランティアの活動拠点として、総合保健福祉センターを積極的に活用します。

また、バリアフリー化など必要に応じた施設の整備を推進します。

(2) 高齢者をみんなで支える体制づくり

①高齢者福祉・医療制度の推進

配食サービスや日常生活用具給付事業、緊急通報システムなどの生活支援的な在宅サービスの充実に努めます。

また、老人医療の健全運営のため、保健事業とともにレセプト点検の充実・強化を図り、医療費通知の実施などにより医療費の適正化を図ります。

②地域で支える高齢者ケア

高齢者がなれ親しんだ地域でいきいきと過ごせるよう、地域デイサービスなどの地域が主体となった高齢者生きがいづくりを進めます。

③ボランティア活動の支援と人材育成

地域福祉を担う福祉ボランティアなど市民の自主的、自発的な福祉活動を支援します。また、元気な高齢者が地域社会に貢献できる一歩進んだボランティア活動を推進するため、その組織や人材の育成を促進します。

④相談体制の充実

地域包括支援センターを中心に、介護予防事業をはじめとして、高齢者虐待防止、成年後見制度*などに対応できる総合的な相談窓口体制の充実を図ります。

また、地域における身近な相談員である民生委員や地域福祉の拠点となる社会福祉協議会などとの協力体制を強化し、互いに助けあい、支えあう地域づくりを推進します。

(3) 介護予防事業の充実

①介護保険事業の推進

平成18年4月からの制度改正に伴う「予防重視型」に基づいた新予防給付、地域支援事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターの設置などの介護予防施策の推進を図ります。

②介護予防事業の充実

介護保険制度の要介護認定で「自立」と認定された高齢者などに対して、生活管理指導員派遣事業や機能訓練事業などの介護予防事業をより一層充実します。

※成年後見制度

権利擁護の考えのもと、認知症や知的障害などの理由で判断力が不十分な人に代わって金銭管理や契約などを支援する制度。



2 未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進

現状と課題

全国的に急速な少子化のなかで、核家族化や女性の社会進出などにより、家庭の保育機能の低下を招くなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした現状のなかで、乳幼児・児童が健やかに成長していくためには、児童福祉施策が果たす役割はますます重要になっています。

本市には、19の私立保育園があり、園児数は定員1,940人に対して1,896人が入園しています。平成15年以降増加傾向にあり、少子化のなかで保育需要の重要性がうかがわれます。

こうした保育需要の増加に加え、延長保育や乳児保育などの要望とともに、核家族化や共働き家庭の増加により、学童保育に対するニーズも高まりをみせています。今後は、「次世代育成支援行動計画」に基づき、これらのニーズに対応した保育サービスの充実や学童保育の推進に努めていくことが重要となっています。特に、子どもの問題行動を防止するための対策や、初めて出産を迎える親に対するサポート体制が必要です。さらに、赤ちゃんサロンやのびのび広場など育児支援に関する事業を実施するとともに、親に対する子育てへの意識の高揚を推進していく必要があります。

また、地域の連帯意識が薄れ、子育て期間にある親が大きな不安を抱えたまま孤立し、産後うつ状態になるような状況もみられます。こうした孤立は、児童虐待などの要因の一つとも考えられます。このため、平成17年11月に設置された児童虐待防止ネットワークによる各関係機関の連携のもと、虐待の早期発見や適切な保護を図り、地域社会への啓発活動などを通して、子育て支援を積極的に進める必要があります。

一方、児童の健全育成のためには、高齢者などから伝統行事や知識などを学び、ふれあいを深める世代間交流活動の一層の充実を図っていくとともに、児童が身近で伸び伸びと遊べる場所の確保にも努めていく必要があります。

さらに、乳幼児の福祉に医療面から寄与する乳幼児医療費助成制度の充実をはじめ、社会保障制度の充実を図る必要があります。

施策の体系

(1) 安心して子育てできる環境づくり

① 保育サービスの充実強化

必要な体制の整備を図りながら、延長保育や乳児保育、一時保育や病後児保育の充実など、保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの実施に努めます。また、子育て相談・支援体制の充実を図ります。

②子育て支援環境の充実

家庭や地域などと連携し、適切な指導を行い、専門カウンセラーの配置による相談指導体制を充実します。また、地域に密着した子育てを支援するため、総合保健福祉センターの活用と各地域の学童保育に対するニーズの把握に努めながら、学童保育所の設置を検討します。

さらに、赤ちゃんサロンやのびのび広場など育児に関するさまざまな事業への参加を促すとともに、親に対する子育てへの意識の高揚を推進します。

③児童館や安心して遊べる公園などの整備

児童館や児童が身近で伸び伸びと安心して遊べる場として公園などの充実に努めます。

④経済的支援の充実

乳幼児期は病気にかかりやすいことなどから、乳幼児医療費助成の充実を図ります。また、子育て家庭に対する経済的支援を充実させるため、保育料の適正化を図り、児童手当のさらなる充実を国に働きかけます。

(2) みんなで見守る子育て支援の推進**①子育て支援センター、つどいの広場事業などの推進**

子育て支援センターを中心に、地域と関係機関・団体との連携により、地域住民との交流の場・機会を提供します。また、さまざまな活動を通して地域の連帯意識を醸成するなど、地域をあげた子育て支援の充実に努めます。

さらに、子育ての相談や親子同士のふれあいの場として、つどいの広場事業を推進します。

②子育てサポート体制の充実

家庭での子育てを地域全体で支援するため、会員登録などを活用した育児援助システムの導入や子育てに関する情報提供、子育てボランティアなど人材の確保・育成に取り組みます。

③世代間交流活動の推進

高齢者などから伝統行事・遊び・知識などを学び、ふれあいを深める世代間交流活動を一層推進します。

④児童虐待防止対策の推進

児童虐待ネットワークなどにより、虐待の早期発見や適切な保護を図るとともに、地域社会への啓発活動などを通して、児童虐待の未然防止に努めます。





③ だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

障害者福祉の施策は、「ノーマライゼーション」と障害者が社会生活の多様な場面で自立するための「リハビリテーション」の理念を追求するものです。

本市での身体障害者数は平成17年3月末現在3,645人で、近年若干の増加傾向にあります。部位別にみれば、視覚障害が低下傾向であるのに対し、肢体不自由と内部障害が増加しており、平成16年度の構成比は、肢体不自由が50.8%でほぼ半数を占め、内部障害21.9%、視覚障害15.2%の順となっています。等級別の状況は、1級、2級の重度が47.8%を占め、その割合が近年増加しており、心臓疾患、腎臓疾患による障害の重度化がみられます。

一方、知的障害者は、平成17年3月末現在425人で、障害の程度で、「A」（最重度・重度）と判定されている人は279人、「B」（中度・軽度）と判定されている人は146人となっています。

また、精神障害者は、平成17年3月末現在で142人となっています。

このような中、平成15年4月には障害福祉制度の一部が、従来の措置制度から支援費制度に移行し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する制度になりました。また、平成17年10月には障害者自立支援法が成立し、居宅介護や療養介護などの自立支援給付、地域生活支援事業などの充実とともに、今後はサービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類にかかわらず共通の制度による福祉サービスの提供を行うことになりました。

このような国の動向を受け、障害者福祉計画を策定するなど、障害福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組む必要があります。また、自立支援制度の円滑な導入を行うために、3障害（身体、知的、精神）の一元的な福祉サービス体系の確立や、地域におけるサービス提供体制などの整備が課題となっています。

また、自立支援制度への移行などを踏まえ、障害者が住み慣れた地域社会のなかでともに安心して暮らし、さまざまな社会活動に自由に参加できるように、施設サービスや在宅福祉サービスの充実を図るとともに、住宅改造などの相談体制の充実に努める必要があります。また、生活安定施策の充実や就労支援など、すべての分野にわたり、総合的な自立支援に向けた取り組みも必要となっています。

さらに、地域社会におけるボランティア団体の育成などにより支援組織を強化するとともに、ユニバーサルデザインなどによる生活環境の充実や啓発活動の推進により、障害者の社会参加を促進する必要があります。

基礎データ

身体障害者手帳交付者数の推移（部位別）

単位：人

障害の種類	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
視覚	668	639	614	567	555
聴覚	432	427	423	384	390
言語	41	40	42	44	53
肢体	1,757	1,769	1,781	1,804	1,850
内部	663	677	720	731	797
計	3,561	3,552	3,580	3,530	3,645

各年3月31日現在

資料：福祉事務所

身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）

単位：人

障害の程度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1級	925	941	961	948	992
2級	707	721	720	735	752
3級	547	524	529	505	526
4級	656	661	666	681	723
5級	351	343	344	334	335
6級	375	362	360	327	317
計	3,561	3,552	3,580	3,530	3,645

各年3月31日現在

資料：福祉事務所

療育手帳（知的障害者）交付者数の推移

単位：人

障害の程度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
A	264	265	273	272	279
B	121	127	135	132	146
計	385	392	408	404	425

各年3月31日現在

資料：福祉事務所

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

単位：人

障害の程度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1級	30	13	19	17	23
2級	102	92	92	72	95
3級	7	10	20	15	24
計	139	115	131	104	142

各年3月31日現在

資料：福祉事務所



施策の体系

(1) 障害者が生き生きと働ける環境づくり

① 障害者の自立支援のための環境づくり

障害者の自立支援対策として、日常生活用具給付や補装具費の支給、自動車改造助成などを進めます。また、職業的自立のための自立訓練や就労支援などを進めます。

② 在宅福祉サービスの充実

自立支援制度への対応などを含め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、居宅介護や短期入所などの在宅福祉サービスの充実を図ります。また、各種手当や年金、医療費の助成など、障害者に対する経済的な支援に努めます。さらに、バリアフリー化など障害者に配慮した市営住宅の整備を推進するとともに、安心した生活が送れるよう、住宅改造の相談・支援の充実に努めます。

③ 自立促進のための施設などへの支援

需要に応じた入所・通所施設の整備充実や、入所者に対するより一層の適切なサービスの提供を促進します。また、重度障害者の受け皿の一つである共同作業所に対する支援に努めます。

④ 相談体制の充実

本人や家族が気楽に、いつでも相談できるよう、身近な相談体制を充実し、わかりやすい情報提供に努めます。また、関係機関と連携し、療育指導体制の強化を図ります。

(2) 地域福祉の充実

① 地域福祉体制づくりの推進

障害者の社会参加と自立を促進するため、相互扶助の精神に基づく市民参加による地域福祉体制づくりを進め、多様なボランティア団体が積極的に活動できるような支援を図ります。

② 社会活動へ参加する機会の拡充

障害者も共に参加できるよう、手話通訳などを取り入れた講座やイベントなどを開催し積極的な参加を促進します。また、声の広報を通じた行政情報の提供に努めます。

③ 団体の育成と支援

障害者への理解を深め、より多くの市民が参加し、共に生活する地域社会をつくるため、障害者団体などの育成と支援に努めます。